

說林

日本僧邵元の撰文せる嵩山 少林寺の碑

常盤大定

一序

嵩山の少林寺といへば、禪を談ずる人の知らざるものなきまでに有名な、支那隨一の名刹である。達磨大師の九年面壁や、二祖慧可の斷臂や、種々の傳説を以て取りまかれて居る。嵩山は、古都洛陽の東南、二日行程の距離にあるから、洛陽に都のあつた頃には、無二の修道處として、高蹈者を引きつけたものであつた。嵩山といへば、五嶽中の中嶽とし

て、三代の古よりその名が著はれて居る。洛陽の東方洛水と伊水と合する所に、偃師といふ縣城があつて、そこから南して嵩山に入り、相當の峻阪を越えて、嵩陽に出で、登封縣といふに達する。この通路は、西方の少室山と東方の太室山との間にあるもので、是等少室・太室の二山を合して、嵩山と呼ぶ。少林寺は少室山陰にあるから、洛陽より來るものには、嵩山に入るや否や直に逢著すべき位置にある。こゝに元の時代に、息菴禪師の爲に日本僧邵元の撰文せられた碑が立てられてあつて、日本人の撰文として、日本文化の交渉を語る點に於て、重要な意義を有する。是より先唐の中葉に、長安青龍寺の惠果に從へる我が空海の、惠果の爲めにせる碑文が、「性靈集」の中に在る。多分、青龍寺に立てられたものと思ふ

が、青龍寺は唐の武宗の廢佛の時に廢滅して仕舞つたから、この碑の有無は、何等の文献からも搜り得られぬ。下つて明代に、日本僧志滿と凉州大雲寺を重修した事が、大雲寺碑によつて、近頃明かになつた。之は志滿の撰文で無い、重修した事蹟を、彼地の學者が刻石したものであるが、また日支の文化的交渉の一事實として面白い。更に下つて、大正十年に予が撰文して、揚州平山堂法淨寺に立てた、唐の鑒真和尚遺址碑がある。之に倣つて、大宮權平氏が、其専門とする陸地測量の見地から、慈覺大師の山東往復の古を偲ばんが爲めに、大師の遺址碑を青島公園に建てたものがある。日本人に關係ある現存碑は、恐らくは、是等四個或は次の二を加へた五個であらう。中に於て、邵元の撰文碑は、現存する諸碑中にも最も重要な意味を有する。邵元撰文の息菴碑が、山東靈巖寺にもある事は文獻に見えて居り、現に我が桑原博士が曾て之を搜り得たとの事である。

が、青龍寺は唐の武宗の廢佛の時に廢滅して仕舞つたから、この碑の有無は、何等の文献からも搜り得られぬ。下つて明代に、日本僧志滿と凉州大雲寺を重修した事が、大雲寺碑によつて、近頃明かになつた。之は志滿の撰文で無い、重修した事蹟を、彼地の學者が刻石したものであるが、また日支の文化的交渉の一事實として面白い。更に下つて、大正十年に予が撰文して、揚州平山堂法淨寺に立てた、唐の鑒真和尚遺址碑がある。之に倣つて、大宮權平氏が、其専門とする陸地測量の見地から、慈覺大師の山東往復の古を偲ばんが爲めに、大師の遺址碑を青島公園に建てたものがある。日本人に關係ある現存碑は、恐らくは、是等四個或は次の二を加へた五個であらう。中に於て、邵元の撰文碑は、現存する諸碑中にも最も重要な意味を有する。邵元撰文の息菴碑が、山東靈巖寺にもある事は文獻に見えて居り、現に我が桑原博士が曾て之を搜り得たとの事である。

予は墓林の内外を捜り求めたが、不幸にして求め得なんだ。この碑は、現存するや否や、判然せぬ。これについては、最後に附記する事とする。

嵩山と佛教との關係は、北魏が南下して洛陽に都してから、俄に其交渉を深くした。北魏の王室は、有名な大同雲崗の大石窟を開顯した一事を以ても、佛教的であつた事を、千載の下に語つて居る。洛陽に都するや、また有名な龍門の大石窟を開顯したのであつた。一方龍門の石窟を開顯しつゝある間に、他方には先づ太和八年(西暦四八四)を以て嵩陽寺を建て、太和二十年を以て少林寺を建て、其後嵩嶽寺、永泰寺、會善寺等を建てた。是等の中、嵩陽寺のみは、唐の時代に改められて觀となつたが、他は依然として嚴存し、宗教の永遠性を無言に語つて居る。一たびここに遊ぶ時は、何ともいへぬ氣持を味ひながら、是等の古刹であり、名刹であり、且つ巨刹であるものに接する事が出来る。その一寺一碑だけでも、佛教

史上、文化史上、貴重な資料であるが、今はそれ等に關說する事をせぬ。たゞ順序上、少林寺について、豫じめ一言するの要があらう。

二 少林寺

少林寺は少室山の北麓にある。北魏の太和二十年（西暦四九六）孝文帝が跋陀禪師の爲に置いたものである。

跋陀は、孝文帝の時に、當時の恒安府、今の大同に來た禪師であつて、太和十八年帝の遷都に隨つて、洛陽に來り、殊に靜院に安ぜられたけれども、林谷を愛するが爲に、屢々嵩嶽に入つて靜坐するを常とした。爲に孝文帝は勅して一寺を創して、その所住に充てしめた。これが少林寺の起源である。爾來一千四百三十二年の間、古の位置に古の名を以て、堂堂たる風格を具へて居る。變遷動搖の甚しい支那にあつては、同じ位置に、同じ名を以て存續する事が頗る困難である。場所が變り、名が變つては、容易

に之を搜り當てる事が出來ぬ。況んや全く廢滅せられて居るものが多い。然るに少林寺の如きは、一千四百餘年の間、同地に同名を以て而も時代の變遷を知らぬばかりに、古の面目を保持して居るから、その附近の人は誰でも知つて居る。その土地まで行つて根掘り葉掘り尋ねてすら、容易に分らず、僅に右碑によつて之をたしかめた經驗を澤山に有つて居る自分には、その附近の誰に尋ねても、直に少林寺を知るを得たといふ一事だけで、言ふばかりなく名刹の印象を深めたのであつた。これといふも、洛陽に餘り接近せず、而も名山嵩嶽の中にあるが爲で無ければならぬ。

少林や少室は、達磨大師との關係に於て有名となつたが、その創建は、跋陀禪師の爲であつて、達磨が九年面壁をしたといふ正光元年乃至永安三年（西暦五八二）を先つこと、實に二十四年乃至三十一年である。唐の少林寺碑には、この跋陀及その法系の事を麗々

しく書いて、達磨については、唯一言關説せるのみであるが、該寺の縁起からいへば、至當といはねばならぬ。達磨に關しては、意見があるけれども、ここに述べべき限りで無いから、之を省略する。

少林寺の規模は甚だ大きい。山門を入り、東西に幾多の碑石が前後並列せる間を過ぎて、天王殿に達

する。之を入りて、大雄殿に接する。更に入れば、法堂に出逢ふ。天王殿と、大雄殿と、法堂との間が寺域の中心であつて、其東西兩側に大小種々の建物がある。西方の一列を數ふれば、跋陀殿、鼓樓、祖師堂、西庫堂、西客堂であつて、東方の一列を數ふれば、閻王殿、鐘樓、緊那羅殿、東庫堂、東客堂である。鐘樓の前に唐の太宗御書碑があり、その附近や後方に幾多の碑があり、また大雄殿の後庭法堂の前庭にも、幾多の碑がある。法堂の後方に方丈があり、その後方に立雪亭があり、その後方に更に祖師殿、毘盧閣、地藏殿、白衣殿の一廓がある。

少林寺の寺域は、これに限らぬ、更に西方に墓林があり、西北の高處に初祖菴があり、對面の一峰上有二祖菴がある。是等の中、初祖菴にも、また幾多重要な碑がある。

三 邵元撰文碑

鐘樓前後、法堂前庭、及び天王殿外の多數の石碑が、元代以後の曹洞宗史並に少林寺史を語る無二の資料である。問題の邵元撰文の碑は、實に天王殿外の東西兩側列碑中、西側の第二碑である。碑は圓首にして、内に長方形の額を容れ、上方左右に寶相花纹を薄浮雕にし、碑身の上下左右の周縁亦同じく寶相花纹を陰刻し、織巧にして優雅の風を帶びて居る。長方形の額の内には、諸路都宗攝圓照普門光顯大禪師益吉祥の篆書「息菴禪師道行之碑」の八字を陰刻してある。息菴は、少林寺第十五代の住持で、撰文者は日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元で、

ある。邵元は息菴の會下に在る事久しく、能くその人と爲りを知悉して居たのであつた。息菴には百有餘人の弟子があり、その中嗣法のもの十二人の多き

一言したいと思ふが、その前に一應これに對する準備が無ければならぬ。

四 邵元の傳記

師鑾撰「本朝高僧傳」卷第三十に、京兆南禪寺沙門時、損菴は老年の故を以て之を辭し、日本國の古源上人を指示して之を請はした。古源とは、邵元の號である。損菴のこの時の語は、「有日本國古源上人、豁達之士、汝可往哀愍求之於文」といふのであつた。邵元

が自分の事を文中に挿入するのであるから、簡潔に言つて居るが、然し損菴の勝安に語り、隨つて勝安の邵元に語つた内容が、まだ多く、而も邵元を褒めたものであつたに相違ない。嗣法のもの十二人があつた中に於て、特に外國人である邵元が、選ばれて文字の國の碑文を撰した事を考へれば、邵元の修禪の程度の深いと共に、翰林の才のあつた事を、十分に察する事が出來る。こゝで、碑文の内容について、

釋邵元は、古源と號し、俗姓源氏、越前の人であつた。初、南山雲公に侍し後、雙峰源和尙に依つて遂に密契を受け、鎌倉時代の晩年、嘉曆二年(西暦一三二七)を以て、元に渡つた。時に彼の英宗泰定四年の事である。樵隱逸に雪峰に見え、法を問うて偈を呈し、去つて天台山に登り、無見先觀を禮し、未だ語に通ぜぬ爲に、筆にて來意を談じた所が、観これを誦み、「爾什麼の閑工夫ありてか、その語此の如く妙なる」

と呵し、激發誘説する所あつた。即ち方廣寺に至り、石橋を渡り、茶を羅漢に供し、甌中に華の現はれる奇瑞を感じた。去つて天目山に至つて斷崖了義に謁し、また龍山の千巖元長に參じ、就いて法語を需めた。長胸に一拳を堅て、「吾が裡に法語なし」といひ、邵元は「和尚の法語を謝す」といつた。爾の後元長は邵元を見る毎に、拳を堅て之に示し、因つて啓發する所があつた。

百員を選び、禁中に大藏を轉ずるに會し、邵元も之に預かるの榮を擔つた。後、水月に居り、「大般若經」を開しつゝあつた時、忽に母氏を夢み、因つて指を然し、誓つて「我が母もし存せば、身心康安ならん。亡せば樂土に超昇せん」と。元にあること、二十一、貞和三年(西暦三四七)を以て歸朝すれば、母は已に世を去つて在らず、その日を計ふれば、乃ち夢に現はれた時であつた。

中峰國師の塔を禮して、塔下に投宿した夜、國師
夢にあらはれて、親しく爲に說法し、「妙性圓明、離
諸名相」といふ經語を擧したので、邵元は感激して
已まず、留まること數日であつた。去つて、五臺山
に遊び、聖光の身を接するに遇ひ、人皆驚き異ん
だ。その後、邵元は玉泉寺や少林寺にあつて、版首
に居り、少林寺二祖菴に寓せしに、菴上常に紫雲あ
つて、蓋を作したので、人怪んで之を跡すれば、唯
邵元の晏坐するを見るのみであつたといふ。朝廷僧

に移り、丞相藤原公の請によつて、再び東福寺に住し、門を指して、「此門廣大にして法界を全容す、是れ聖も是れ凡も出入無礙なり」といひて後、「汝等諸人、什麼の爲に門外にあるや」と喝し、さて上堂して、「我れ本希求する所あるに心なくして、今法王の大寶自然にして至る。所以に道ふ、佛性義を識らん

と欲すれば、當に時節因縁を觀るべし。時節既に至り、其理由自から影はるれば、直に得ん」とて、次の偈を舉した。

慧日峰頭、嫩桂抽枝、假月橋邊、清風布地、
祖師心印、一印印定、古佛家風、八字打開、
一一靈明天真、物物現成受用、

祖道大行、王道大統、

山蒼蒼、水茫茫、

但是皇風成一片、不知何處立封疆。

南泉菴に退休し、貞治三年(西暦三六四)、十一月十一日、

病に因つて偈を書していく。

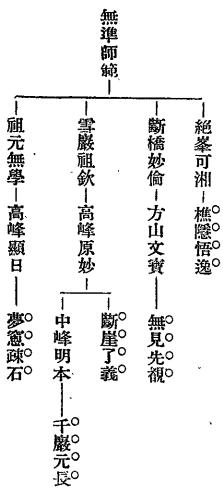
末後一句、始到牢關、擊碎鐵壁、踢倒銀山、

阿呵呵。

書し訖つて、寂を告げた。世壽七十。

邵元は如如道人と號し、また物外子と稱したのである。

以上の傳記に據れば、邵元の在元二十一年中、師事せる禪匠として名の見えるものに、雪峰の樵隱悟逸と、天台山の無見先觀と、天目山の斷崖了義と、龍山の千嶽元長の四人があり、歸朝の後に從つて遊べるものに、夢窓疎石の一人がある。是等は、いづれも臨濟宗に屬して居る。更に息菴碑によつて、邵元が少林寺息菴に従つた事を知る。息菴とは、天慶義讓の號であつて、この人は全く宗系を異にし、曹洞宗に屬して居た。先づその法系を擧げて見る。



報恩行秀—雪庭福裕—
—靈巖淨肅—封龍普就—天慶義讓
—少室文泰—寶應福遇—少室文才

無準師範は、臨濟義玄十五世の法孫、楊岐方會八世の法孫であつた。また報恩行秀とは、有名なる「從容錄」の著者萬松老人の事で、洞山良价十三世の法孫であつた。

さて、邵元の行脚せる地方を見るに、初、雪峰の樵隱に従つてより、去りて天台山の無見に従ひ、更に天目の斷崖、龍山の千巒に従ひ、其後、五臺山より玉泉を経て、少林に至つたのであつた。雪峰といふは、五代の初め名僧雪峰義存の住せる福建省福州のそれである。天台山は、いふまでもなく、浙江省台州の名山で、邵元はこの山中に於て石橋の方廣寺に至り、茶を羅漢に供した。石橋は五百羅漢の應現のある事を以て、かねて有名であり、茶は、天台山の名産である。天目山といふは、浙江省杭州の西北

に位せる名山で、龍山といふのも、その附近であらう。「續釋氏稽古略」には、龍山とせざして、天龍に隠れたとしてある。中峰といふは、天目に東西中の三つがある中の中央に位するものである。五臺山は山西省にあり、古來四大名山の隨一に數へられて居る。玉泉寺は、湖北省荊州のそれであるならば、天台大師が法華三大部中の「玄義」「止觀」を講じた地であるが、地理上より觀て、それであるや否や決し難い。少林寺は、言ふまでもなく、達摩大師が九年面壁したと傳へられる河南省嵩山のそれで、邵元は、寺域中の二祖菴に居たのである。

以上によりて見るに、邵元の支那に於ける足跡は南は福建省より、北は山西省に及び、中は浙江省、河南省を縦横し、或は湖北省にも及んで居る。實に廣汎な行脚といふべく、日本より支那に到れる僧中につけて、慈覺大師圓仁や善慧大師成等に比して、之に優るとも劣れる所が無いといふべきである。且

つその在支年限の一十一年といふに至つては、恐らくは支那に遊學した日本人の記録とすべきである。

五 息菴禪師の法系

息菴碑を讀んで、先づ二個の新事實に接する。その一は、撰文者たる日本僧邵元が、山陰道但州正法禪寺住持たりし事である。「本朝高僧傳」には、邵元を越前の人、入元以前に於て、南山雲公と雙峰源和尚とに從つた事を言つて居るが、但州に居た事を言つてない。況んや正法寺に住持した事を言つてないが、邵元が自ら正法禪寺住持として居る以上は、何等これを疑ふべき理由が無い。これは「本朝高僧傳」に一の新らしい事實を補加すべき事である。その二は、息菴を嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持として居る事である。これは他の文献に見えぬ所である。少林寺には、小山碑があり、彼岸の立てた少林釋氏源流五家宗派世譜碑があつて、それに少林寺の傳曹

洞宗の住持を列舉してあるが、その中には、息菴を加へて無い。守一編の「諸家宗派」は、是等諸碑に據つたものと見え、これにも亦同じく加へてない。先づ、最も具備せる守一編「諸家宗派」によつて、洞山以來の傳統を擧げて見る。第十五世福裕以下が實に少林寺に住したのであるが、この系譜だけでは、息菴の少林住持たりしを知る事が出來ぬ。

⁽¹⁾ 洞山良价—⁽²⁾ 雲居道膺—⁽³⁾ 同安道丕—⁽⁴⁾ 同安觀志—⁽⁵⁾ 梁山綠觀—

⁽⁶⁾ 太陽覺亥—⁽⁷⁾ 投子義青—⁽⁸⁾ 芙蓉道楷—⁽⁹⁾ 淨因自覺—⁽¹⁰⁾ 青州一辨—
—丹霞子淳—⁽¹¹⁾ 長蘆清了—

⁽¹²⁾ 天童宗玆—⁽¹³⁾ 雪竇智鑑—⁽¹⁴⁾ 天童如淨—⁽¹⁵⁾ (鹿門) 智

⁽¹⁶⁾ 大明寶—⁽¹⁷⁾ 王山體—⁽¹⁸⁾ 雪嚴滿—⁽¹⁹⁾ 萬松行秀—

⁽²⁰⁾ 雪庭福裕—⁽²¹⁾ 雪隱文泰—⁽²²⁾ 還源福遇—⁽²³⁾ 淳拙文才—⁽²⁴⁾ 松庭子庭—
—靈巖淨肅—封龍善就—天慶義謙

⁽²⁵⁾ 休常潤—⁽²⁶⁾ 無言正道—⁽²⁷⁾ 心悅慧喜—⁽²⁸⁾ 彼岸海寬
⁽²⁹⁾ 漸然丁改—⁽³⁰⁾ 倍空契斌—⁽³¹⁾ 無方可從—⁽³²⁾ 虛白文載—⁽³³⁾ 小山宗書—

少林寺山内には、澤山の碑があり、歴代の墓林には、林立せる墓塔があつて、これに刻字がある。これ等の碑塔の數が餘りに多くて、墓塔を調査するだけでも、數日を要する程である。然し、元代以後連綿として曹洞の宗風を傳へて居るのは、獨り祖山たる少林寺のみであるから、これは洞門の學者の是非一度詳細な調査を要するものである。曹洞宗の法系は、元代以後特に分つて居ない。予の調査以前に於て、少林寺が曹洞宗脈を傳へて居る事を知つて居た人はあるまい。況んや唯一の傳統である事に至つては、何人も氣付きだもせぬ所であつたらう。

禪宗は、本來法系の上に成り立つものであつて、法系を外にして禪宗を取り扱ふ事が出來ぬ程の重要なものであるから、こゝに一言之に觸れて見る。曹洞宗の法系に、二個の暗點がある。一は天皇道悟の外に天王道悟ありや否やといふ點にある。臨濟家の學者は、宋代頃から、天皇の外に同時同所に同名の

天王道悟なるものがあつた。天皇は馬祖の法系に屬するが、天王は石頭の法系に屬する。之によつて馬祖の法系に屬するものに、臨濟・鴻仰の二宗は勿論のこと、天皇を通じて、雲門・法眼の二宗もあるが、他の石頭の法系としては、天王を通じて、僅に曹洞の一宗があるのみと主張した。之は禪家に取つて、頗る重大な問題であつて、之に關する議論が紛々として居るが、予はこゝでは自分の結論だけを擧げて置く事にする。結論といふのは、天王道悟なるものは、想像上の產物であるといふ事である。も一つの暗點は、淨因自覺と鹿門覺との同異である。これに大體二説ある。一は芙蓉の弟子に淨因自覺と丹霞子淳の二人があり、その淨因自覺はやがて鹿門覺に外ならぬとするのである。この説によれば、丹霞以下天童如淨までの五人は傍系となる。二は芙蓉の弟子に淨因と丹霞の二人ある中、淨因には法系なく、丹霞の後を承けた天童如淨の法嗣鹿門覺から、其後

の曹洞宗脈が出たといふのである。二説の差異は、五人を傍系とするか、正系とするかといふ所に集まり、そこに暗點がある。五人を傍系とするのは、宋の「嘉泰錄」に始まり、「五燈會元」に受けられ、明の「增集續傳燈錄」や「禪統世譜」も、この説である。之を正系とするは、明の「五燈會元續略」に始まり、「續燈」「續燈存藁」に受けられ、清の「佛祖宗派世譜」「佛祖正傳古今捷錄」「集續指月錄」「宗統編年」「續燈正統」「緇門世譜」「五燈嚴燈」「五燈全書」も、皆此説である。後説は新らしいけれど、頗る流行したもので、少林寺の少山碑にあるものも、彼岸の五家宗派圖碑も、之に従つて居る。然し、守一の「諸家宗派」は、之を古説にひきもどして、五人を傍系とし、少林寺の代數は、これによつて數へて居る。その數へ方は、前の系譜中に掲げた數字にあらはれて居る。

以上頗る煩雜な事であつて、この息菴碑に直接の關係は無いが、禪家では、法系を生命と見るまでに重視する事であり、また斯る細かい事は、まだ禪宗史家になつて居らぬ所であるから、少し之に觸れて見た。斯くせば、息菴の曹洞宗に於ける地位が明白となるからである。守一の系譜によれば、息菴は實に曹洞宗第十八世となるのであつて、その正系ならぬは、蓋、法系が繼續せなんだ爲でなければならぬ。系譜に見られる如く、息菴の法嗣でない松庭から、後の法系が續いて居るのである。

六 少林寺住持と曹洞宗正系

少林寺は、曹洞正系の歴然たる唯一の名刹であるから、その住持がやがて曹洞正系であるけれども、詳細に調べて見ると、住持と正系とは別である。住持は澤山にあるけれども、中には正系に加へられたものが可なりにある。息菴は住持であるが、正系に加へられぬ。従つて住持である事すら、文献の上で

は分らなくなつた。

少林寺の寺域には澤山の碑石がある上に、歴代住持の墓塔が、また林立して居るから、これ等を詳細に取り調べる時は、曹洞宗の法系を明白ならしめる事が出来るのであるが、惜しい事には、當時それだけの時日の餘裕が無つた。當時手にして來たものを整理して見ると、材料の不足に對して、遺憾の情が起る。不足や疑問はそのまゝとして、こゝに材料を列舉して見る。

寺域にある碑石

- 一 開山光宗正法大禪師裕公之碑元祐
- 二 第十一代住持鳳林珪公行狀碑至正九年
- 三 第十五代住持息菴禪師道行之碑至正元年日本郡元撰
- 四 第十九代住持嵩溪禪師定公行實之碑洪武二十五年
- 五 第二十一代住持松庭和尙壽塔銘洪武二十六年
- 六 第二十五代住持凝然改禪師道行碑景泰七年
- 七 第二十七代從公無方碑銘成化二年

日本僧都元の撰文せる嵩山少林寺の碑

八 第二十八代住持月舟禪師行實碑正統八年

九 第二十九代古山仙公碑正德八年

十 第二十四代洞宗第二十四世當代傳法小山禪

師行實嘉靖

十一 第二十六代道公碑萬曆

右の中、曹洞宗の正系に列せられて居るのは（一）の第十五世裕公、（五）の第十九世松庭子嚴、（六）の第二十世凝然了改、（七）の第二十二世無方可從、（八）の第二十三世虛白文載、（十）の第二十四世小山宗書、（十一）の第二十六世無言正道である。前後の代世の數字に不一致のあるのは、住持の代數と、洞

宗の世數との違ふのに因るのである。さて、こゝに二個の疑問が起る。（十）の小山のが、第二十四代洞宗第二十四世とある事である。その年代から見て、住持の二十四代といふは、或は手控の誤でないかと思はれるが、然し左様とのみ斷言出来ぬ。また（十一）の第二十六代道公といふのは、住持の代數で無

くて、洞宗の代數であらうかと思ふが、これも委しく手控せず、また其拓本を大震火災に失つたので、今日之をたしかめ得られぬ。こゝを訪へる折には、住持の代數と洞宗の代數と違ふ事に氣付かなんだが爲に、この遺憾を残す事となつたのである。

墓塔中のもの

- 一 宣授都僧省少林長老特賜光宗正法大禪師裕公塔丁亥
 - 二 宣授少林住持古巖禪師壽塔延祐五年
 - 三 嵩山少林寺前住持人山大和尚行實永樂十四年
 - 四 欽依祖庭少林禪寺住持嗣祖曹洞正宗第二十
三世月舟禪師載公之壽塔正德十一年
 - 五 勅賜祖庭少林禪寺住持嗣祖曹洞正宗第二十一
四世靜菴賜公靈塔嘉靖三十一年
 - 六 欽依大少林寺傳法住持幻休和尚塔
 - 七 欽依少林寺傳曹洞正宗第二十六代雲居大師安樂處天啓三年
- (一)の裕公塔の丁亥といふは、その入寂の年たる至元二十四年(西暦一三八七)であらうから、前掲の道行碑の立てられたのが、その後二十七年を経た延祐元年(西暦一三二四)なるを知るのである。
- (二)の古巖といふのは、前に掲げた曹洞系譜の封龍普就の事で、即ちこゝに問題とせられて居る息菴の師である。この人は、曹洞宗系からいへば、傍系とせられて居るが、少林寺からいへば、立派に住持であつた。開山裕公碑は、實にこの普就の立てたもので、かの碑に宣授祖庭大少林禪寺傳法住持嗣祖沙門普就としてある。又請疏を刻せる碑にも、古巖就

八 欽命河南少林寺創建千佛閣兼權方丈第二十

九 欽依祖庭大少林禪寺欽命賜紫傳曹洞正宗第二十六代靜菴大師安樂處天啓四年

十 祖庭大少林禪寺欽命賜紫傳曹洞正宗第二十

八代彼岸寬禪師靈骨之塔康熙五年

寒灰喜公大和尚舍利塔順治九年

公大禪師住持河南府嵩山祖庭大少林禪寺としてあり、現にその墓塔が嚴存して居る。息菴が第十五代の住持であるから、古巣は第十四代であつたに相違ない。住持と洞宗の法系とは異り、而もその洞宗の法系に正と閏とがあるから、頗る混雜して来る。

(三)の人山和尚といふも、また前住持とあるが、その年代からいへば、松巖と凝然の間に位し、第二

十二代或は二十三代であつたと思ふ。

(四)の月舟は、洞宗では第二十三世であるが、住持としては、前掲の如く、第二十八代であつた。

(五)の靜菴楊公は、住持であり、洞宗第二十四世とある。小山も第二十四世である。共に嘉靖年間に寂した。いづれが前の住持であるか分らぬ。

(六)の幻休は、洞宗第二十五世の人である。

(七)の雪居は、洞宗第二十六代であるが、この人の住持したか否か、碑面の文字のみでは分らぬ。じく洞宗第二十六代の道公は、住持であつた。

日本僧都元の撰文せる嵩山少林寺の碑

(八)の靜菴は、前の靜菴楊公とは異なる。その二十六代に洞宗とは無いけれども、住持の代數では無いから、洞宗の系譜を表はしたものである。前の雪居及び道公と同代人であるから、三人共に幻休の法嗣であらうと思ふ。

(九)の喜公は、洞宗第二十七代心悅慧喜の事である。

(十)の寬禪師は、洞宗第二十八代の彼岸海寬の事である。

この外に、予が寫眞し來れる墓塔に

一 西堂老師和尙壽塔
大徳二年

二 月巖長老壽塔
大徳三年

三 還元長老壽塔
至大四年

四 宣授少林住持古巖禪師壽塔
延祐三年

五 顯教圓通大禪師照公壽塔
至元五年

六 倶空斌公長老壽塔
至元四年

七 少林寺總持宗門幻休潤禪師壽塔
萬曆丙戌

八 坦然和尚壽塔萬

九 第二十八代彼岸寬公壽塔熙康

がある（一）の西堂老師といふは、開山裕公以前の人である。（三）の還元長老とは、曹洞正系譜中に見える還源福遇である。（四）の古巖は、傍系の封龍普就である。（六）の俱空斌は、第二十一世契斌であり、（七）の幻休は、第二十五世常潤である。

斯の如く少林寺山内の墓碑中より、採集し來れる材料だけにても、前掲曹洞系譜の正系十四人、傍系三人、合して十七人中、實に十四人が悉く立派な墓又は碑を有し、又は墓と碑とを共に有する。残るは靈隱久泰、淳拙文才、靈巖淨肅の三人のみである。若し以上の事實を知悉して後、こゝを調査する時は、曹洞宗法脈上幾多の加ふる所あるに相違ない。

さて是等の諸碑を通覽して、特に氣づく事は、曹洞正宗第何世を名のるは、明の正徳年間の月舟載公よりであつて、その前は住持の第何代を言つて居る

が、洞宗については言つて無い事である。之は必ずや同じ嵩山中の會善寺住持が、臨濟の法系を嗣ぐ所からして、曹洞宗のみを、天王道悟を経て、石頭に遡らしめ、雲門、法眼の二宗を、天皇道悟を経て、馬祖に遡らしめたに對せる反映であらうと思ふ。

七 少林寺息菴碑

以上の長い準備を整へてから、最後に邵元の撰文せる息菴碑の内容を調べて見よう。初に「曹洞の玄旨は、調高くして和する寡し。その斷絃を續ぐものは、授子なり」とある。授子とは、前掲法系中に圖した曹洞第七世授子義青のことである。次に「青州の正派は、源遠くして流長し。その頽波を揚ぐるものは雪庭なり」とある。青州といふは、第十世青州一辨の事であり、雪庭といふは少林寺開山曹洞正宗第十五世裕公の事である。次に「雪庭の三世に息菴老人なるものあり。すなはち真定の人なり。諱は義

讓」とある。問題の息菴は、前掲系譜中に傍系とせられる天慶義讓であつて、臨濟院のある真定の人であつた。さて碑文は、息菴につきて、廿歳にして、真定府華嚴寺の相闇梨を師として薙髮し、華嚴を聽習せる事、燕趙の間に於て、宗匠に遍參し、末後に封龍山の古巖の室を叩きしに、古巖が一見して之を稱賞せる事、古巖が泰山靈巖寺に擧げられた時、侍して往き、皇慶中に古巖が少林寺に請ぜられた時、また之に隨つて侍する事數載、機縁相契つて、密に衣頤を付せられ、洞上の宗風を續ぎし事を述べてある。古巖とは、系譜圖に見える封龍普就の事で、其墓塔が少林寺にある事は、前に既に之を述べた。碑文はその後息菴につきて、南陽の香巖寺に紀綱を領し、香山寺に記室を司り、嵩陽に歸つて、法王寺に首衆し、至治二年に至りて、洛陽の天慶寺に開堂し、次で熊耳山の空相寺に遷り、泰山の靈巖寺に住し、至る所に百廢を擧げて、その道力をあらはし、後至元二年丙

子（西暦一三三六）を以て、少林寺に迎請せられて、住持五載、玄風大に振ひ、學徒雲の如く至り、殿宇觀を改め、倉廩常に十倍した事を言つて居る。南陽の香巖寺とは、香巖擊竹の考案を以て有名な古刹である。嵩陽の法王寺は、三國時代の護國寺の後といはれ、今日に現存し、立派な十五級の輒塔を有する。洛陽の天慶寺は、現存せぬが、系譜中に特にこの寺を冠して、天慶義讓として居る程であるから、名刹であつたに相違ない。熊耳山の空相寺は、達磨大師の墓所の存する所である。泰山の靈巖寺は、東晉の僧朗以來の古刹で、今日猶古の盛時を懷はしめる規模を具へ、宋代の立派な十三級の輒塔を有する。斯の如く、息菴は多くの名刹に住し、最後に祖山少林寺に住持したのであるが、曹洞正系中に加へられぬ爲に、この碑文を知らぬものには、少林寺との關係が全く分らないのである。

後至元六年庚辰の夏に至り、疾に遭ひ、門人に命

じて急に塔を營ましめ、その功を畢るや、その日知事門人等を召して後事を付し、「來時本靜、去亦圓周、虛空作舞、任意優游」といふ偈を書し訖つて、右脇にして遊いた。門人、靈骨を分つて、靈巖寺に重塔したのであつた。これによれば、息菴の靈巖に於ける關係は、遙に天慶よりも深いから、少林以外を冠するなら、靈巖とすべきである。然し淨肅も普就も義讓も、共に靈巖を冠すべきであるから、修辭の上から、靈巖と、封龍と、天慶とを分けて加へたものと見える。これは「泰山志」卷十八の古巖碑によつて、足菴淨肅、古巖普就、息菴義讓とする方がよい。世壽五十七、僧臘三十六であつたから、割合に若死をしたと言はねばならぬ。弟子百有餘人、嗣法のもつ十二人とあるが、いづれも法臘が多く無かつたと思ふ。これがその法子に、少林寺を嗣ぐものゝ無かつた所以であらう。

この人の碑文が、如何にして日本人の邵元に撰せ

られるに至つたか。前に一應述べたのであるけれど、順序上こゝに再述する。その年の秋、參學小師勝安なるもの、息菴の行實を携へ、千里を遠しとせずして、淮の寶林寺に至り、前開元宗攝損菴老師を禮し、大小知事を代表して、文を求めた。損菴は、霜橙を負ひ、年邁にあるを以て辭し、「此を去る遠からぬに、日本國の古源上人といふがあり、豁達の士であるから、往いてこれに文を求むべし」といふので、勝安はその指揮に依りて、邵元に記を索め、且つ「公は先師の會下にある事が久しく、實に師を知るものである。文を作つて、その道を光揚するは、たゞ舊日の道義を忘れぬのみならず、宗攝老師誘引の意を虚しくせぬものである」と言つたので、邵元は固辭するを得ずして、焚香稽首しつゝ、この文を撰したのであつた。

碑の立てられたのは、至正元年（萬曆三十四年）で、その時の少林寺住持は、無爲法容であつた。無爲法容は曹

洞系譜中に見えぬ人である。邵元は素より臨濟の宗派を承けた人であるが、彼地に於て曹洞の宗風にも接したのは、蓋し、支那の禪家の所爲に倣つたもので、この風は今日とても變らぬが、その中に掬すべき美風がこもつて居ると思ふ。

やゝ煩瑣の感もあるが、今左にその碑の全文を掲げる。

河南路登封縣嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持
菴禪師行實之碑

日本國山陰道但州正法禪寺住持沙門邵元撰

轉經比丘藏主法然書丹

曹洞玄旨。調高和寡。續其斷絃者授子也。青州正派。源遠流長。揚其頽波者雪庭也。扶堅祖庭之洞零。重整宗綱之將墜。故爲其兒孫者。皆箕裘之業。相繼。跳竈之器自全。雪庭三世。有息菴老人者。

日本僧邵元の撰文せる嵩山少林寺の碑

廻真定人也。諱義讓。姓李氏。生而穎異。志氣不群。艸歲禮本府華嚴寺相闇梨。爲師薙髮。受具之後。投於講肄。聽習華嚴。遂周由燕趙之間。遍參宗匠。末後往封龍山。扣古巖之堂。古巖一見。甚稱賞之。未幾古巖應靈巖之舉。師乃侍往。皇慶中。古巖赴少林之請。師又隨之。巾侍數載。晨昏參請。機緣相契。乃密付衣頌。使續洞上宗風。且令掌書記。後遊南陽。領紀綱於香巖。司記室於香山。又歸嵩陽。首衆于法王。至治二年。開堂於洛陽之天慶。次遷熊耳之空相。住泰山之靈巖。凡所住之處。革新鼎新。百廢俱舉。至元丙子之秋。適嵩之少林

中奉大夫前管領大開元一宗諸路都宗攝圓照普門光顯大禪師益吉祥篆額

蘇席。本山知事。齋疏迎請。住持五載。玄風大振。聲名藉甚。學徒雲臻。師傳道揚化之餘。以莊嚴法社爲心。故鳩丹青粧鑾。殿宇祖刹。爲之改觀。加之寺內廊廡倉庫。并莊園水磨。所有房宇。悉皆修整。倉廩之畜。十倍於常。苟非宿殖之力。焉有如此盛者歟。庚辰之夏。遘疾彌留。乃命門人曰。斯

疾不可起也。吾往必矣。急須營塔。至五月十二日。

塔頗畢功。其日師召知事門人等。付于後事。遂索

筆書偈訖。右脇而逝。偈曰。來時本靜。去亦圓周。

虛空作舞。任意優游。至十四日。闍維。門人分靈
骨。重塔于靈巖。世壽五十七。俗曆三十六。門弟
子百有餘人。嗣法者一十二人。其秋七月。參學小
師勝安。攜師行實。不遠千里。

來淮之寶林。敬禮泣告前開元宗攝損菴老師曰。少
林住持。於五月十二日順世。荼毗訖。大小知事。
令勝安特來。求乞文刻于石。伏望和尙慈悲。老師
曰。自愧實負霜橙。已在年邁。去此不遠。有日本
國古源上人。豁達之士。汝可往哀愍求之於文。於
是安遂依老師指揮。遇余案記。且曰。公在先師會
下久矣。實知師者也。作文以光揚其道。非唯不忘
舊日道義。抑亦不虛宗攝老師誘引之意也。余復命
曰。文字之學。非我所知。矧少林老師。道德與嵩
少爭高。巍巍乎吾無以間然。又跋涉千里。意在明

珠。而得魚目可乎。撫已□然。固辭不可。不得已。

而焚香稽首。輟染短翰。繫之以銘。銘曰。

新豐一曲。迥絕追尋。格外玄旨。罕逢知音。

雪庭間出。續焰少林。五乳峰下。鳳翔龍吟。

遞代相繼。以心傳心。惟息菴師。耀古騰今。

吹無孔笛。彈沒絃琴。妙叶回互。暗度金針。

四尸望刹。接物隨宜。舉唱宗旨。不落今時。

末後一著。不勞佞性。踏翻大海。趨倒須彌。

劫石可碎。大華可夷。師道師德。萬世不衰。

至正元年三月吉日 藍寺子 小師覺等立石

提點_{智善・智後}子敬_{子安}監寺_{子義}子勝_{子善}曲座_{子祐}副寺_{整子}子

覺訓_{子直}歲_{子因}臘_子首座_{子義}藏主_{自然}智客_{覺恭}數讀

春錢帛_{智實}食_密外庫_{覺庄}主_義侍者_純明

宣授祖庭少林禪寺住持嗣祖傳法沙門 無爲法容

監寺 藏山刊

次に掲ぐる靈巖寺息菴碑と比較するに、中央部は殆んど同文であるが、前段は彼は頗る簡略で、文句

が異り、また後段は、彼は頗る長くして、文句も異なる。銘は全く同じである。兩碑對照の便の爲に、文を三段に分けたのである。

八 灵巖寺息菴碑

少林寺息菴碑の中に、門人が靈骨を分ちて、靈巖に重塔した旨を言つて居る。碑の事は言つて無いが、「泰山志」卷十八によりて、少林寺の後に建て建碑せられた事が知られる。少林寺のは、至元元年三月に立てられ、靈巖寺のは、同年十一月に立てられたから、八箇月後れて出來たのである。撰者の名を印元として居るが、それは勿論邵元の誤である。明治四十二年桑原鷺藏博士が、辛くも墓林の東南隅に搜り得たのは、これである。其後、この碑が如何になつたかは分らぬ。自分はかねて印元撰文の碑のある事を知つて居たので、大正九年に、寺域の内外及び墓林の内外を相當に求めたけれど、遂に目的を達

せなんだ。當時桑原博士の搜り得た事を知らず、今度閑下大慧、和田清兩學士の注意によつて、初めて知つたのである。隨つてその記録を讀まんだが爲に、或は博士の搜り得たものを遺したのかも知れぬ。

今更之に關する明治四十三年二月號「歷史地理」の博士の記事を知らなんだ事を遺憾に思つて居る。

靈巖寺の碑は、清の嘉慶三年金槩の錄せる「泰山志」の中の於て、既に頗る磨滅して居るのを知る。その缺字を、少林寺碑によつて可なりに補へるが、然し最初の部分が、彼よりも短くて、且つ文句を異にし、最後の部分はまた彼より頗る長くて、且つ大に文句を異にする、中央の部分と銘文とは、全く同じく、撰者は共に邵元であるが、書者は靈巖寺のは同じく邵元で、少林寺のは法然といふ僧であり、篆額は共に益吉祥である。何の點から見ても、邵元の撰文たる事は、疑ないから、その印元は磨滅の爲の誤讀たるを推し得べきである。

兩碑の對照に便ならしめんが爲に、字句の異同上之を三段に分けて記し、後にその異同を記す事にする。文中〔印〕を附せるものは、少林寺碑によつて補缺したものである。

靈巖禪寺第三十九代息菴讓公禪師道行之碑

日本國山陰道但州正法禪師住持沙門印元撰并

書

中奉大夫前管領大開元一宗諸路都宗攝圓照

普門光顯大禪師益吉祥篆額

大萬松兩國師下。有雪庭總統。三世而繼其燈者。息菴也。

師真定人。諱義謨。姓李氏。生而頤異。志氣不羣。艸歲禮本府華嚴寺初闢梨。爲師薙落。受具之後。偏於講肆。聽習華嚴。而深造毘盧。海。厥後遂周遊燕趙之間。遍參宗匠。未後往風龍山。扣古巖。之室。古巖一見。甚稱賞之。未幾老。應靈巖之舉。師乃特往。皇慶中。古巖

却少林之請。師又遠之。巾侍數歲。晨昏參請。機緣相契。乃密付衣頤。使續洞上宗風。且令掌書記。復遊南陽。領紀綱於香嚴。司記室於香山。又歸嵩陽。首衆於法王。至治年間。開堂洛陽之天慶。次遷無耳之空相。住泰山之靈巖。凡所住之處。皆革故鼎新。百廢俱舉。至元丙子秋。適嵩之少林虛席。本山知事齋疏迎請。匡率五載。玄風大振。名聲藉甚。學徒雲臻。師傳道揚化之餘。以莊嚴法社爲心。故鳩丹青粧鑾。殿宇祖刹。爲之改觀。加之寺內廊廡倉庫。并莊園水磨。所有房宇。悉皆修整。斯疾不可起也。吾往必矣。急須營塔。至五月十二日。塋塔畢功。其日師召知事門人等。付口於後事。遂索筆書偈訖。右脇而逝。偈曰。來時本靜。去亦圓周。虛作舞口。意乃優遊。至十

四日。閑維。門人分靈骨。重塔於靈巖。世壽五十七。僧臘三十六。門弟子百有餘人。嗣法者一十三人。〔其秋〕七月。參學小師勝安。攝師行實。不遠千里。

來乞文於我。而我乃日本之產。又非陳良去楚。

而□周孔之道也。然不獲厥中華之魯奈公。再三辭。不得已而諾之。以應平實於說。他日有刷舒。而我之以膺者。予如何哉。雖文□□。蓋□

耳也。亦不甚難。而須次第之實。且息菴師乃大

宗匠。而道價超倫之人也。以至□自脫俗。師相公。後錫飛寰海。學歷名□。□之績達□□。後

之燈以之契。吾祖不傳之旨。正偏兼舉。了惟自由縱橫。黑白未分也。許誰得妙。由是論之。師平

昔梳風鍾月。斬□□金。乃其續□□。何奇特焉。師平日貴乎灑落爲道。而自在不拘。凡游戲三昧。而縱放取捨。隨流發當。雖不拘於文字。而亦不

□□偏枯。然所居之處。存亡進退。而不乖於其

時。又非得失而動於其心也。自我萬松大宗師去

後。天下禪林。而道風鼓舞。□□者。惟師也。

於是師之生世。幼而至於壯。壯而至於老。皆道

豐時盛。而得遂其志。以至嗣嫡古巖古和尚。而

天下禪老。誰能出□□右乎。主於靈巖。天下名

刹。誰聞而不仰其風歟。終於少林。天下宗風。

誰敢不慨於其草歟。今分塔於茲靈巖。可謂至矣。

覺□甲。終焉之計矣。吁雖我拙而弗敢作之文。

故盥漱焚香稽首。輟染短翰。繫之銘。銘曰。

新豐一曲。廻遡追尋。格外元副。罕逢知音。

雪庭間出。續焰少林。五乳峯下。鳳翔龍吟。

近代相繼。以心傳心。惟息庵師。輝古騰今。

吹無孔笛。彈沒絃琴。妙旨回互。暗度金鏡。

四戶望刹。接物隨宜。舉唱定圓。不落空時。

末後一著。不勞斧思。踏翻大海。趨倒須彌。

却有可碎。泰華可夷。師道師德。萬世不衰。

至正元年仲冬之新復日 小師覺宗 覺際 覺

遷覺彰覺猷覺棟等立石

清亭右匠張克讓等鐫

先づ文字の誤脱、異同を検査して見る。

正法禪師は、勿論少林寺碑(以下少と略稱す)の正法禪寺に從はねばならぬ。印元は邵元の誤であらねばならぬ。印元につきては、後に記す事とする。大萬松兩國師の兩は、少になきを以て、正誤するを得ざれど、蓋秀であるべしと思ふ。萬松名は行秀であつたからである。兩では意味を爲さぬ。

徧於講肆の偏は、少には投に作る。而深造毘盧藏廬後の八字は、少碑には無い。周遊は少に周由に作らる。末後を少に末後に作る。末の方可なり。風龍山は少に封龍山に作る。封龍の方よし。古巖□之室の□□は少には無い。もと文字あらば就公なるべし。され、支那の碑には、石面の不可なる場所には、刻字せざる例が多いから、こゝも或は二字分だけ、文字が無かつたのかも知れぬ。字が無くもよ

いのである。老□は少には古巖とせられてあるが、こゝは老師であらう。却少林之請の却は、少に赴を作る。赴の方よし。却にては意味を爲さぬ。

遂之の遂は、少に隨に作る、隨でなければならぬ。至治年間は、少に至治二年に作る。皆の字は少に無い。丙子秋は、少に丙子之秋に作る。匪率五載は、少には住持五載に作る。磨滅せるものを判讀せるので、かゝる誤謬を來したのである。

子の字は、悉く於に作らる。いづれにても差支ないのである。塹堵を少には塔頗に依る。塹堵婆を一は上の二音を取り、他は下の二音を取れるものであらう。付□は、少には付の一宇に作る。□は囁の字にてもあらんか。虜作舞□意乃優遊は、少には虛空作舞任意優遊に作つてある。遺偈の上に文字の左右のあるのは、最も解釋に苦しまされるが、然し何としても、同一の遺偈に相違ない。一十三人の三は、少に二に作る。二の方可なるべしと思はる。

第三段の息菴邵元の關係の部分は、少林寺碑と全く異なるを以て、その缺字を補ふことが出来ぬ。而して訓めぬものを強ひて訓んだのであるから、誤讀がある上に、缺字があるので、文意の通ぜぬ個所が少くない。

銘の中に於て、元圓は少に玄旨に作られてある。これは「泰山志」が特に元と改めたものであらう。近代には遞代に作られてあるが、遞の方が多い。舉唱定圓は、少し宗旨を作る。宗旨でなければならぬ。

「泰山志」の中には、其後に附記がある。「日本は宋の時にあつて、屢々僧を以て通貢したので、元の世祖の至元の間、嘗て使を遣はし、國書を持して往いて來朝を諷したが、應ぜぬので、之に加ふるに兵を以てし、師を喪つて還る」とある。これは言ふまでも無く、元寇の事である。次に「成宗の大德三年、僧寧一山を遣はし、日本に使したが、日本遂に至らず」とある。これは一山の來朝、歸化を意味するの

である。次に「史傳の記する所、此に止まる。元の世を終るまで、未だ嘗て日本僧の來るあらず。大德三年より至正元年に至るまで、四十三年、この印元は、或は中華の釋教の盛を慕うて、道を訪はんが爲に來たので、國王の使命を奉じたので無い。然れども既に中土に駐錫した以上は、自ら必ず朝に上聞したらうが、史の上に書いて無いのは、蓋、國典の重さに關せぬから、記載に登らぬのである。印元住の山陰道但州正法禪寺とは、日本の舊刹である。その中國にある、何の刹字に住せるを知らず」とある。この記事によれば、元代の僧侶の往復について、支那の史乘の上に、何の記録も無い事が知られる。然るに日本の記録に據れば、寧一山の來朝の年（西暦一二九九）に、仁恭の來朝あり、子曇の再入朝あり、また弘會の來朝（一二〇八）あり。また我が僧の入元せるものには、祖雄（一二〇六）あり、友梅（一二〇七）あり、覺明

(一三一)あり、大智(一三一四)あり、印元(一三一八)あり、齊哲、居中、本淨、義玖(一三一八)あり、元光、圓旨、可付、慧廣(一三二〇)あり、道皎(一三二二)あり、景印、仁浩(一三二三)あり、圓月(一三二五)あり、契聞、妙準(一三二六)あり、邵元(一三二七)あり、士偲(一三二八)あり、等々で、その來往頗る頻繁であつた。こゝに注意すべきは、印元である。印元は實に邵元と同年に生れ、同じく入元した人である。然し印元の入元は、我が文保二年(一三一八)で、その歸着は嘉曆元年(一三二六)、元僧清拙澄と共にしたのであつた。邵元は、その翌年(一三二七)を以て入元し、我が貞和三年、彼の至正七年(一三四七)に歸朝したのである。同時の人で、殆ど同名ともいふべき程に類似して居るが、至正年間の撰文は、印元で無い事は明である。「本朝高僧傳」卷三十二に、相州建長寺沙門印元傳を、「古先和尚行狀」、「宋學士全集補遺」第八、「釋氏稽古略續集」第二、「延寶傳燈錄」第五、「新編鎌

倉志」第三、「鎌倉五山記」「五山記考異」「五山歴代」によつて傳して居る。これによれば、入元して、天台山の無見先觀、天目中峰、虛谷希陵、古林清茂、東嶼德海、笑隱大訴、斷江覺恩等に從つた。明の學士宋景濂が、印元の爲に塔銘を撰したとあるから、名僧であつた事が知られる。邵元も無見先觀に從つたが、然し中峰には遇はず、その塔を禮したのであつた。兩人の年齢は同じであつたけれども、入元の年時の相違は、その從學せる人の上にもあらはれて居るのである。餘りに類似が多いので、或は一人が二人となつたのではないかとも思ふが、二人共に立派な傳記を有する。決して兩人を混じてはならぬ。「泰山志」が磨滅の爲に、印元と誤讀した事が、或はとんだ間違を來さぬとも限らぬので、最後に之を追加したのである。

(昭和三年九月三十日)